

総務委員会資料

平成30年第1回定例会 追加議案の説明

議案第84号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成30年3月15日

総務企画局

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 昭和26年10月18日条例第46号 (地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人) 第1条の2 法第29条第2項に規定する条例で定める法人は、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人とする。</p>	<p>○職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 昭和26年10月18日条例第46号 (地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人) 第1条の2 法第29条第2項に規定する条例で定める法人は、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人とする。</p>